

## 区民相談室における交通事故相談の 法律相談への統合について

交通事故相談は、昭和 30 年代後半からの「交通戦争」とも呼ばれた交通事故の急増に対応するため、昭和 41 年 5 月に設置された。賠償問題・示談交渉・保険手続きへの助言等、時代の要請と区民ニーズを捉え、交通事故相談が果たしてきた役割は大きい。

しかしながら、近年相談件数が大きく減少してきており、平成 28 年度の相談実績は 228 件で、平成 23 年度実績 532 件の約 43% となっている。

要因として交通事故発生件数が東京都内、板橋区内ともに 5 年前の約 60% に減少していること、損保会社における事故対応・相談機能の充実、弁護士特約の普及などが考えられる。

平成 30 年 4 月 1 日より、交通事故専門相談を弁護士による法律相談へ統合し、利便性の確保と運営の効率化を図り、引き続き区民の皆様の相談ニーズに応じていく。

### 1 交通事故相談実施状況

相談日：月～金曜日 10時～12時、13時～17時（水曜日は19時まで）

相談員：非常勤職員 2名、月14日勤務

経費：5,449千円（平成29年度当初予算額）

相談件数：下表のとおり

	18	23	24	25	26	27	28 年度	
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	(件)	対 23 年度比(%)
来室	286	166	108	141	112	93	98	59.0
電話	637	366	199	149	132	137	130	35.5
合計	923	532	307	290	244	230	228	42.9

【参考】交通事故発生件数（警視庁「交通統計・交通事故発生状況」より）

	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	
						(件)	対 23 年比(%)
板橋区合計	1,761	1,630	1,376	1,229	1,197	1,098	62.3
東京都合計	51,477	47,429	42,041	37,184	34,274	32,412	63.0

### 2 平成 30 年度以降の交通事故相談の受付体制

来室相談又は弁護士への相談を希望する方には、区民相談室の法律相談を案内し、面談により対応する。

〔 法律相談の実施：区民相談室 月～金 13時～16時 水 17時～19時  
赤塚支所 水 13時～16時 〕

電話での相談を希望する方には、東京都交通事故相談所、一般財団法人東京都交通安全協会、公益財団法人日本弁護士連合会交通事故相談センターの無料電話相談を案内する（いずれの機関とも、面談相談も可能）。